

訪問型サービス(指定事業者によるサービス)サービス単価

(1) サービス単価①

※令和6年度介護報酬改定を踏まえた変更

サービス種別	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
サービス内容	身体介護・生活援助 (旧介護予防訪問介護と同内容のサービス)	生活援助 (旧介護予防訪問介護のうち生活援助のみのサービス)
単価設定の単位	1月あたり	1回あたり
単位数	①要支援1・2、事業対象者 (週1回程度)1, 176単位 ②要支援1・2、事業対象者 (週2回程度)2, 349単位 ③要支援2・事業対象者 (週2回程度を超える利用) 3, 727単位	211単位 ①要支援1・2、事業対象者 週1回程度(月5回まで) ②要支援1・2、事業対象者 週2回程度(月10回まで)
地域単価 自己負担 支給限度額管理	1単位=10.21円 1割~3割 有り	

(2) サービス単価②

サービスの種別	介護予防訪問介護相当サービス	生活援助サービス
初回加算	200単位/月	加算なし
生活機能向上連携加算 I	100単位/月	
生活機能向上連携加算 II	200単位/月	
口腔連携強化加算	50単位/月	加算なし
介護職員処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	①介護職員処遇改善加算(I)(1月につき +所定単位×137/1000) ②介護職員処遇改善加算(II)(1月につき +所定単位×100/1000) ③介護職員処遇改善加算(III)(1月につき +所定単位×55/1000)	
介護職員等特定処遇改善加算 (令和6年5月31日まで)	①介護職員等特定処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×63/1000) ②介護職員等特定処遇改善加算(II)(1月につき +所定単位×42/1000)	加算なし
介護職員等ベースアップ等支援加算 (令和6年5月31日まで)	(1月につき +所定単位×24/1000)	
加算	介護職員等処遇改善加算(I) (1月につき +所定単位×245/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(II)(1月につき +所定単位×224/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(III)(1月につき +所定単位×182/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(IV)(1月につき +所定単位×145/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(1) (1月につき +所定単位×221/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(2) (1月につき +所定単位×208/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(3)(1月につき +所定単位×200/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(4)(1月につき +所定単位×187/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(5) (1月につき +所定単位×184/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(6)(1月につき +所定単位×163/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(7) (1月につき +所定単位×163/1000)	加算なし
	介護職員等処遇改善加算(V)(8)(1月につき +所定単位×158/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(9)(1月につき +所定単位×142/1000)	
	介護職員等処遇改善加算(V)(10) (1月につき +所定単位×139/1000)	加算なし
介護職員等処遇改善加算(V)(11)(1月につき +所定単位×121/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(12)(1月につき +所定単位×118/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(13)(1月につき +所定単位×100/1000)		
介護職員等処遇改善加算(V)(14)(1月につき +所定単位×76/1000)		
特別地域介護予防訪問介護(生活援助)加算	+15%	
中山間地域等における小規模事業所加算	+10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	+5%	
減算	事業所と同一建物の利用者等(20人以上)	×90%
	事業所と同一建物の利用者等(前6ヵ月に提供した利用書が100分の90を占める場合)	×88%
	事業継続計画未策定の場合 ※R7.4.1から適用する。	-1%
	高齢者虐待防止措置未実施の場合	-1%

◎加算・減算の要件については、現行の訪問介護に準じる。